

第2回松本市公契約条例検討委員会 次第

令和3年7月30日（金）
午後1時30分～
第一応接室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 各委員からの現状報告等
 - (2) 質疑・意見交換
 - (3) 条例の必要性について
 - (4) 条例の方向性について・・・・・・資料1～6
 - (5) 今後の進め方（次回の論点）
 - (6) 議事録の公表について
- 4 閉会

【今後の日程（案）】・・・・今年度、5回の開催を予定

区分	日時及び場所	内容
第3回	令和3年9月29日（水）午後1時30分から 本庁舎3階【第1応接室】	条例の必要性・方向性 論点の整理
第4回	令和3年12月20日（月）午後1時30分から 本庁舎4階【第2応接室】	論点について協議
第5回	令和4年2月14日（月）午後1時30分から 本庁舎3階【第1応接室】	論点について協議

資料 1

賃金型・理念型の効果

賃金型	理念型
<p>1 賃金の上昇 最低賃金への上乗分があり、賃金上昇というわかりやすい効果が示せる（条例制定の効果を実感しやすい）。</p> <p>2 実効性の確保 支払下限額と同時に、違反した場合の罰則規定（契約解除等）を定めることで、実効性のある条例となる。</p> <p>3 品質の確保 当該業務の従事者に対して一定額以上の支払いを義務付けることにより、事業者側としても（単価の高い）経験豊富な人材を配置する可能性が高く、サービスの品質確保につながる。</p>	<p>1 責務の明確化 公契約のあり方、市と事業者の責務などを明確にすることで、市として目指す契約の方向性が示せる。</p> <p>2 負担の減少 報告書作成義務などの事業者への負担が少なく、条例に対する事業者側の理解や協力が得られやすい。</p> <p>3 広い適用範囲 適用範囲を限定する賃金型とは違い、公契約の理念を定めるものであるため、すべての公契約を対象として幅広く適用できる。</p>

資料2～資料6については、省略としています。